

法科大学院図書規則

平成16年4月1日施行
平成29年9月6日教授会改正
令和2年1月22日教授会改正
令和5年2月15日教授会改正

第1章 総則

(図書室の任務)

第1条 法科大学院図書室(以下「図書室」という。)は、図書室備え付けの図書、本学附属図書館及びその他の図書館備え付けの図書であって図書室が借用した図書、並びにその他雑誌・資料等の管理を行う。

(図書の利用資格)

第2条 図書室の図書は、この規則の定めるところにより、何人も利用することができる。

2 図書室の図書の利用資格区分は次のとおりとする。

- (1) 法科大学院の教授、准教授、助教及び非常勤講師、並びに法学研究院の教授、准教授、助教及び非常勤講師
- (2) 法科大学院生、法務研究員、科目等履修生及び聴講生
- (3) 法科大学院及び法学研究院の名誉教授
- (4) 法学研究院の招へい外国人学者、招へい外国人共同研究者
- (5) 法学府の学生、研究生、科目等履修生及び聴講生
- (6) 学外者で、所属機関の長の依頼状を提出し法科大学院長の許可を得た者、その他特に法科大学院長の許可を得た者

(図書室貸出カウンターの休業日)

第3条 図書室貸出カウンターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日及び本学創立記念日
- (2) 法科大学院の入学試験期間
- (3) 1月1日から1月5日まで、3月31日から4月3日まで及び12月27日から12月31日まで
- (4) その他法科大学院長の指定する日

(図書室貸出カウンターの業務時間)

第4条 図書室貸出カウンターは、第3条に定める日を除くほか、毎日午前10時から午後5時まで、貸出業務を行うものとする。

第2章 図書の貸出

(法科大学院及び法学研究院関係者等の借受冊数・期間)

第5条 法科大学院及び法学研究院関係者等が借り受けることができる図書(雑誌を除く)の合計冊数及び借受期間は、以下の範囲内で法科大学院長が定める。

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 教授、准教授及び専任講師 | 10冊以内、1月以内 |
| (2) 助教及び非常勤講師 | 10冊以内、2週間以内 |
| (3) 法科大学院生、法務研究員、科目等履修生及び聴講生 | 10冊以内、2週間以内 |
| (4) 法科大学院及び法学研究院の名誉教授 | 3冊以内、1週間以内 |
| (5) 法学研究院の招へい外国人学者、招へい外国人共同研究者 | 3冊以内、1週間以内 |
| (6) 法学府の学生、研究生、科目等履修生及び聴講生 | 3冊以内、1週間以内 |

(学外者等の借受冊数・期間)

第6条 第2条2項(6)に掲げる者が借り受けることができる図書（雑誌を除く）は3冊以内とし、その借受期間は1週間以内とする。

(借受中図書の一時的利用)

第7条 第2条2項の各号に掲げる者は、他人の借受期間中の図書について、借受者に支障のない限り、所定の手続を経て当日に限り一時的利用することができる。

(返却請求等)

第8条 法科大学院長は、必要のある場合、借受期間中の図書の返却を求め又は点検をすることができる。

(身分の喪失等)

第9条 第5条に掲げる者が借受期間中にその身分を失い又は1年以上の休職若しくは出張をする場合には、その2週間前までに借り受けた図書を返却しなければならない。

(雑誌の一時的貸出)

第10条 第2条2項の各号に掲げる者は、雑誌を当日中に限り、借り受けることができる。

(貸出禁止図書)

第11条 辞書、事典、文献目録、法令集、判例集、年鑑、新着図書（雑誌を除く）その他法科大学院長が指定する図書は、貸出しを行わない。

(返却の遅延)

第12条 返却を遅延したときは、期限超過日数分について、当該利用者に対し図書及び雑誌の貸出しを停止する。

(転貸の禁止)

第13条 借り受けた図書及び雑誌は、これを他人に転貸してはならない。

第3章 図書の閲覧及び検索、並びに閲覧スペースの利用

(書架の検索及び図書閲覧スペースの利用)

第14条 第2条2項の各号に掲げる者は、書架を検索し及び図書閲覧スペースを利用す

ることができる。

2 前項の利用は、次の時間に行うことができる。

- (1) 六本松施設の利用資格をもつ者（カードキーの保持者） 六本松施設の利用時間内
- (2) 前号に該当しない者 図書室貸出カウンターの業務時間内

第4章 雑則

（禁止行為）

第15条 図書室では、以下の行為を禁止する。

- (1) 長時間離席しているにも拘らず、閲覧席を占有すること。
- (2) 飲食及び喫煙すること。ただし、蓋付きの密閉できる容器に入った飲料（アルコール飲料を除く）のみ、閲覧席での飲用を認める。
- (3) 私語その他、他の利用者に迷惑を及ぼす行為。

2 その他、図書室の利用に際しては、司書及び係員の指示に従わなければならない。

（図書の紛失及び破損）

第16条 利用中の図書又は雑誌につき汚損、破損又は紛失等の事故が生じたときは、利用者は、ただちにその旨を法科大学院長に届け出なければならない。

（紛失等に関する措置）

第17条 利用者が図書を汚損、破損又は紛失等したときは、原本に代わるこれと同一の図書又は法科大学院長の認定する相当の価額をもって弁償しなければならない。

（規則違反に対する処置）

第18条 法科大学院長は、この規則に違反した者に対し、一定の期間にわたり図書室の利用を制限又は禁止し、その他適当な措置をとることができる。

（資料の複写等）

第19条 利用者は、教育、研究又は調査のため、図書室の資料を複写することができる。ただし、貴重図書については、複写を許可しないことがある。

2 前項の場合において、複写に係る著作権についての一切の責任は、利用者が負うものとする。

附則（平成29年9月6日改正）

この規則の改正は、平成29年10月1日から施行する。なお、改正に伴い、法科大学院図書利用細則、法科大学院新着雑誌利用規則及び法科大学院複写機使用規程は廃止する。

附則（令和2年1月22日改正）

この規則の改正は、令和2年2月1日から施行する。

附則（令和5年2月15日改正）

この規則の改正は、令和5年3月1日から施行する。